

平成 30 年 8 月

健全化判断比率及び資金  
不足比率の審査意見書

愛知県監査委員

30 監査第 93 号  
平成 30 年 8 月 31 日

愛知県知事 大 村 秀 章 殿

愛知県監査委員	篠 田 信 示
同	川 上 明 彦
同	山 内 和 雄
同	峰 野 修
同	須 崎 か ん

健全化判断比率及び資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき  
審査に付された健全化判断比率及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づき審  
査に付された資金不足比率に対する意見書を別紙のとおり提出します。

健全化判断比率及び資金  
不足比率の審査意見書

# 目 次

	頁
<b>第 1 健全化判断比率の審査</b> .....	1
1 審査の方法 .....	1
2 健全化判断比率の概要 .....	1
(1) 実質赤字比率 .....	2
(2) 連結実質赤字比率 .....	3
(3) 実質公債費比率 .....	4
(4) 将来負担比率 .....	4
3 審査の結果 .....	7
<b>第 2 資金不足比率の審査</b> .....	8
1 審査の方法 .....	8
2 資金不足比率の概要 .....	8
(1) 公営企業に係る特別会計(地方公営企業法適用企業) .....	9
(2) 公営企業に係る特別会計(地方公営企業法非適用企業) .....	9
3 審査の結果 .....	9
 (参 考)	
地方財政健全化法の各比率の対象範囲 .....	10

# 第1 健全化判断比率の審査

## 1 審査の方法

知事から提出された、平成29年度決算に係る数値等を基に算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

(1) 算定に用いられた数値は、関係法令等に照らして正確かつ適正なものであるか

(2) 健全化判断比率の算出過程に誤りはないか

を主眼として、慎重に審査を行った。

## 2 健全化判断比率の概要

健全化判断比率は、次のとおり、いずれの指標も早期健全化基準未満である。

区分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (—) %	3.75 %	5 %
連結実質赤字比率	— (—)	8.75	15
実質公債費比率	13.6 (13.8)	25	35
将来負担比率	193.0 (192.7)	400	

(注) 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、比率は「—」で表示する。

2 ( )は前年度の比率を示す。

3 早期健全化基準及び財政再生基準の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令で定められた数値である。

なお、健全化判断比率の各比率の詳細は、以下のとおりである。

## (1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、実質収支額が黒字であり、算定されない。

会計名	実質収支額 (A) - (B) - (C)	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	翌年度に繰り 越すべき財源 (C)
	千円	千円	千円	千円
① 一般会計	19,326,880	2,487,196,499	2,462,737,985	5,131,634
② 特別会計のうち公営企業に係る会計以外の特別会計	1,650,607	727,299,691	723,519,601	2,129,483
・ 公債管理特別会計	0	678,715,914	678,715,914	0
・ 証紙特別会計	414,234	24,331,420	23,917,186	0
・ 母子父子寡婦福祉資金特別会計	0	371,630	232,592	139,038
・ 中小企業設備導入資金特別会計	0	4,201,543	2,572,894	1,628,649
・ 就農支援資金特別会計	0	311,294	292,390	18,904
・ 県有林野特別会計	157,172	870,118	712,946	0
・ 林業改善資金特別会計	0	162,551	7,309	155,242
・ 沿岸漁業改善資金特別会計	0	214,478	26,828	187,650
・ 県営住宅管理事業特別会計	1,079,201	18,120,743	17,041,542	0
③ 一般会計等 (① + ②)	20,977,487	3,214,496,190	3,186,257,586	7,261,117
④ 標準財政規模	1,360,097,870			
<b>実質赤字比率</b> (③ / ④)	—			%
(前年度の比率)				% (—)

(注) 1 実質収支額が黒字の場合は、実質赤字比率は「—」で表示する。

2 標準財政規模の額には、臨時財政対策債発行可能額を含んでいる。

3 一般会計等とは、一般会計及び特別会計のうち公営企業に係る会計以外の 9 の特別会計をいう。

## (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字であり、算定されない。

会計名	資金不足・剰余額 (A) - (B)	流動資産等の額 (A)	流動負債等の額 (B)
① 公営企業に係る特別会計 (地方公営企業法適用企業)	千円 23,169,074	千円 117,785,036	千円 25,250,390
・ 県立病院事業会計	Δ514,089	5,671,404	6,185,493
・ 水道事業会計	13,473,713	18,199,048	4,725,335
・ 工業用水道事業会計	10,209,450	12,353,231	2,143,781
・ 用地造成事業会計	0	81,561,353	12,195,781

(注) 1 用地造成事業会計の流動負債等の額(B)には、土地造成等経費に係る企業債残高(97,884,000千円)を含んでいる。

2 資金剰余額(A) - (B)が負の数であっても、資金不足額がない場合には、「0」で表示する。

会計名	資金剰余額 (A) - (B) - (C)	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	翌年度に繰り 越すべき財源 (C)
② 公営企業に係る特別会計 (地方公営企業法非適用企業)	千円 8,538,054	千円 43,418,429	千円 34,443,662	千円 436,713
・ 港湾整備事業特別会計	269,548	2,046,393	1,775,908	937
・ 流域下水道事業特別会計	8,268,506	41,372,036	32,667,754	435,776
③ 一般会計等	20,977,487			
④ 連結実質収支額 (① + ② + ③)	52,684,615			
⑤ 標準財政規模	1,360,097,870			
<b>連結実質赤字比率</b> (④ / ⑤)	% —			
(前年度の比率)	% (—)			

(注) 連結実質収支額が黒字の場合は、連結実質赤字比率は「—」で表示する。

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率は 13.6%であり、早期健全化基準(25%)未満である。

区分	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
	千円	千円	千円
① 県債の元利償還金	216,011,622	217,806,487	216,539,697
② 準元利償還金	168,116,112	164,831,666	158,841,852
③ 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費の額	226,094,686	221,381,906	216,589,631
④ 標準財政規模	1,360,097,870	1,412,217,807	1,407,842,986
実質公債費比率(単年度) ((①+②-③)/(④-③))	13.9%	13.5%	13.3%
実質公債費比率(過去3か年平均)	13.6%	13.8%	14.3%

### (4) 将来負担比率

将来負担比率は 193.0%であり、早期健全化基準(400%)未満である。

区分	金額	前年度比較増減
	千円	千円
① 将来負担額	6,116,147,934	Δ51,004,889
ア 一般会計等に係る県債の現在高	5,442,406,145	55,728,656
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	116,739,717	Δ19,739,315
ウ 一般会計等以外の特別会計に係る県債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額	98,612,827	9,972,707
エ 名古屋港管理組合の起債の償還に係る県の負担見込額	28,885,753	Δ1,777,556
オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	406,517,246	Δ90,809,825
カ 設立法人の負債額等に係る一般会計等負担見込額	22,986,246	Δ3,761,119
(ア) 愛知県道路公社	0	0
(イ) 名古屋高速道路公社	0	0
(ウ) 愛知県土地開発公社	0	0



(エ) 第三セクター等	5,990,553	Δ1,823,393
(オ) 制度融資等	16,995,693	Δ1,937,726
キ 受益権を有する信託に係る負担見込額	0	0
ク 設立法人以外への貸付金に係る負担見込額	0	0
ケ 連結実質赤字額	0	0
コ 愛知県競馬組合の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0	Δ618,437
② 県債の償還額等に充当可能な基金の残高	868,790,781	59,609,394
③ 県債の償還額等に充当可能な特定の歳入	70,980,549	Δ3,076,110
④ 県債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	2,986,971,586	Δ1,595,770
⑤ 標準財政規模	1,360,097,870	Δ52,119,937
⑥ 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費の額	226,094,686	4,712,780
<b>将来負担比率</b> ((①-②-③-④) / (⑤-⑥))		% <b>193.0</b>
(前年度の比率)		% (192.7)

なお、主な項目の内訳は、以下のとおりである。

① 将来負担額の内訳

イ 債務負担行為に基づく支出予定額の内訳

事項	将来負担額	前年度比較増減
	千円	千円
産業労働センター整備・運営事業契約	4,222,961	Δ310,392
国営土地改良事業負担金	3,002,492	Δ1,210,659
水資源機構営事業負担金	85,604,695	Δ7,306,063
公共用地先行取得契約	5,734,427	Δ2,871,408
道路事業用地購入	18,084,434	Δ7,945,535
教職員福利厚生施設建設資金借入金償還補助	90,708	Δ95,258
合計	116,739,717	Δ19,739,315

ウ 一般会計等以外の特別会計に係る県債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額の内訳

会計名	将来負担額	前年度比較増減
	千円	千円
県立病院事業会計	16,418,502	1,140,079
水道事業会計	1,141,702	△118,907
工業用水道事業会計	1,364,877	243,204
港湾整備事業特別会計	1,612,324	△521,500
流域下水道事業特別会計	78,075,422	9,229,831
合計	98,612,827	9,972,707

カ 設立法人の負債額等に係る一般会計等負担見込額の内訳

(エ) 第三セクター等の内訳

法人名	損失補償 付債務額	算入率	将来負担額	前年度比較増減
	千円	%	千円	千円
一般財団法人愛知県私学振興事業財団	1,101,646	90	991,481	△1,488,541
公益財団法人愛知臨海環境整備センター	20,295,000	10	2,029,500	△292,500
愛知県住宅供給公社	29,695,717	10	2,969,572	△42,352
合計	/	/	5,990,553	△1,823,393

(注) 算入率は、法人の経常損益及び純資産による判定又は法人の損失補償付債務の元利償還費に対する県の補助金・貸付金の割合等による判定から、5段階評価で判定した結果に基づくものである。

② 県債の償還額等に充当可能な基金の残高の内訳

基金名	充当可能基金残高	前年度比較増減
	千円	千円
財政調整基金	70,189,280	16,517
減債基金	747,347,559	59,780,969
社会資本整備等推進基金	3,913,284	903
国際交流事業推進基金	1,830,131	△126,423
美術品等取得基金	1,325,028	23,452
文化振興基金	10,282,389	78,381
環境保全基金	810,627	0
産業廃棄物適正処理基金	1,035,447	108,035

福祉推進整備基金	7,575,575	1,748
地域福祉基金	9,000,000	0
介護保険事業推進基金	0	△54,005
科学技術振興基金	2,500,000	0
産業空洞化対策減税基金	10,586,977	123,120
中山間ふるさと・水と土保全基金	437,317	△2,683
あいち森と緑づくり基金	560,514	95,320
障害者福祉減税基金	1,396,606	△435,943
愛知県名古屋飛行場等見学者受入拠点施設展示物整備基金	47	3
合計	868,790,781	59,609,394

### 3 審査の結果

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の内容を審査した結果、算定に用いられた数値は、関係法令等に照らして正確かつ適正なものであり、健全化判断比率の算出過程に誤りはなく、健全化判断比率は、いずれの指標も早期健全化基準未満であることを認めた。

実質公債費比率は、平成29年度単年度では、公債費が増加した一方で、公債費等の地方交付税算入額がこれを上回って増加したことにより、県債の元利償還金等が減少したが、県費負担教職員給与負担の名古屋市移譲に伴い経過措置として創設された県民税所得割名古屋市交付金の交付により、標準財政規模が減少したことを主な要因として、前年度と比べて上昇した。なお、3か年平均の比率は低下したものの、今後の推移に留意が必要である。

また、将来負担比率は、県費負担教職員給与負担の移譲等に伴い退職手当負担見込額が減少したことなどにより将来負担額が減少し、標準財政規模も減少したため、前年度とほぼ同水準となったが、今後の推移に留意が必要である。

したがって、今後とも、しなやか県庁創造プラン（愛知県第六次行革大綱）に基づく行財政改革の取組を着実に進め、財政の健全化に努められるよう要望する。

## 第2 資金不足比率の審査

### 1 審査の方法

知事から提出された、平成29年度決算に係る数値等を基に算定された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

- (1) 算定に用いられた数値は、関係法令等に照らして正確かつ適正なものであるか
- (2) 資金不足比率の算出過程に誤りはないか

を主眼として、慎重に審査を行った。

### 2 資金不足比率の概要

資金不足比率は、県立病院事業会計において、1.6%であり、経営健全化基準(20%)未満である。また、その他の公営企業に係る特別会計では、資金不足額が生じていないため、算定されない。

会計名	資金不足比率 (A) / (B)	資金不足額 (A)	事業の規模 (B)
公営企業に係る特別会計(地方公営企業法適用企業)			
	%	千円	千円
・ 県立病院事業会計	1.6 (—)	514,089	31,908,759
・ 水道事業会計	— (—)	0	28,916,546
・ 工業用水道事業会計	— (—)	0	12,789,971
・ 用地造成事業会計	— (—)	0	234,173,372
公営企業に係る特別会計(地方公営企業法非適用企業)			
・ 港湾整備事業特別会計	— (—)	0	1,169,732
・ 流域下水道事業特別会計	— (—)	0	11,395,375

- (注) 1 経営健全化基準の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令で定められた数値である。
- 2 資金不足額がない場合は、資金不足額は「0」で、資金不足比率は「—」で表示する。
- 3 ( )は前年度の比率を示す。
- 4 事業の規模は、営業収益等に相当する額(用地造成事業会計にあっては、資本及び負債の額)である。

なお、資金不足額の詳細は、以下のとおりである。

### (1) 公営企業に係る特別会計(地方公営企業法適用企業)

会計名	資金不足額 (B) + (C) - (A) (- (D))	流動資産等 の額 (A)	流動負債等 の額 (B)	建設改良費等以 外の経費に係る 企業債の現在高 (C)	解消可能 資金不足額 (D)
	千円	千円	千円	千円	千円
県立病院事業会計	514,089	5,671,404	6,185,493	0	0
水道事業会計	0	18,199,048	4,725,335	0	—
工業用水道事業会計	0	12,353,231	2,143,781	0	—
用地造成事業会計	0	81,561,353	12,195,781	0	—

(注) 1 資金不足額がない場合  $(B) + (C) - (A) - (D) \leq 0$  である場合は、資金不足額は「0」で表示する。

2 解消可能資金不足額(D)は、 $(B) + (C) - (A) > 0$  である場合に算入する。

### (2) 公営企業に係る特別会計(地方公営企業法非適用企業)

会計名	資金不足額 (B) + (C) + (D) - (A) (- (E))	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	翌年度に繰り 越すべき財源 (C)	建設改良費等 以外の経費に 係る県債の現 在高(D)	解消可能 資金不足額 (E)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
港湾整備事業 特別会計	0	2,046,393	1,775,908	937	0	—
流域下水道事 業特別会計	0	41,372,036	32,667,754	435,776	0	—

(注) 1 資金不足額がない場合  $(B) + (C) + (D) - (A) - (E) \leq 0$  である場合は、資金不足額は「0」で表示する。

2 解消可能資金不足額(E)は、 $(B) + (C) + (D) - (A) > 0$  である場合に算入する。

## 3 審査の結果

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の内容を審査した結果、算定に用いられた数値は、関係法令等に照らして正確かつ適正なものであり、資金不足比率の算出過程に誤りはなく、資金不足比率は、経営健全化基準未満であることを認めた。

なお、平成 26 年度決算から適用された地方公営企業会計基準の見直しに伴い、平成 29 年度決算から流動負債に賞与引当金及びリース債務を算入すること等とされ、県立病院事業会計において、資金不足額が算定された。

したがって、早期の資金不足の解消に向けて、県立病院中期計画(2017)の取組を進め、経営の健全化に努められるよう要望する。

(参 考)

## 地方財政健全化法の各比率の対象範囲

